公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2020 年度
事業報告書

2021 年 3 月

Save the Children

目次

I. はじめに 3
II. 2020 年事業報告概要 4
III. 事業一覧 10
A. 海外事業 10
B. 国内事業 14
C. アドボカシー 15
IV. 事業報告詳細 16
A. 海外事業 16
B. 国内事業 24
C. アドボカシー 28

I. はじめに

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年の設立以来、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。セーブ・ザ・チルドレンは、1919 年にイギリス人女性エグランタイン・ジェブによって設立され、2019 年で 100 年を迎えた。 この 100 周年という節目を経て、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指し、組織一丸となって邁進してきた。

本報告書の対象となる 2020 年度は 2018 年に策定された当法人の 2019－2021 中期戦略実施の 2 年目となった。この戦略は、セーブ・ザ・チルドレンが世界規模で策定した 2030 年までのビジョンに加え、2019-21 年の行動計画と整合性を図ったもので、事業実施、資金調達、組織運営にかかわる事項を盛り込んだ組織横断型のものである。この戦略期間にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが目指す方向性は下記の通りである。

私たちは、国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへのインパクトに焦点をあてるために、社会的影響力の増大、支援/アドボカシー事業の拡大・深化、収益規模の拡大、専門性のある人材の強化の 4 つを成長と捉え、実現していく

この目標を実現するために、以下に取り組む。

- 私たちは、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。
- 私たちは、社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、個人・法人寄付を中心に、安定した資金獲得を拡大する。
- 私たちは、子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、 ステークホルダーとの関わりを深化させる。
- 私たちは「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

この中期戦略に基づき、2020 年度事業計画が策定され、2019 年 12 月の理事会で承認を受けた。

2020 年に世界的流行となった新型コロナウイルス感染症は、各国の社会・経済に大きな打撃をもたらしており、特に脆弱な立場に置かれた子どもたちは、さらなる貧困に陥る、教育機会を奪われる、十分な保健サービスを受けられなくなるというリスクに直面している。

これを受けて、セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界各国で、新型コロナウイルス感染症の影響から子どもたちを守る行動枠組「PROTECT A GENERATION～この世代の子どもたちを守るために」の 5 つの分野―１） 感染拡大抑制、２） 教育と学び、３） 家計支援、４） 子どもの安全確保と保護、５） 国際的な資金拠出―で多様なステークホルダーと連携しながら、活動を進めた。

日本国内においても、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済への影響は、子どもの学びや成長にも大きな影を落としている。特に、経済的困難を含めた社会的脆弱性の高い家庭の子どもたちへの負の影響は大きい。また、一斉休校や外出の自粛などで、家庭内の子ども虐待が増えているなどの課題も指摘されている。

セーブ・ザ・チルドレンでは、2020 年度第 2 四半期より、上記の新たな社会課題に対応するために、2020 年度事業計画の修正を行った。

本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、上記修正を経て、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが駐在員を配置するなどして国内外で実施した事業、組織運営について記載する [1]。

[1] 2019 年度のセーブ・ザ・チルドレン加盟国全体の事業規模は 22 億米ドル（約 2500 億円）であり、そのうちセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル（SCI）を通じて実施した海外事業は約 9 億 5821 万米ドル（約 1050 億円）、うちセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した海外事業は、約 744 万米ドル（全体の約 0.8%）である。本報告書中に記載のある海外における事業は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが職員を派遣・配置するなどして実施したものに限っている。

II. 2020 年事業報告概要

2020 年度事業計画は、前述の 2019-21 年中期戦略に基づいて策定された。2020 年に世界的流行となった新型コロナウイルス感染症は世界各地で子どもたちの生活に大きな影響を依然として与えている。これを受けて、セーブ・ザ・チルドレンでは、この新たな社会課題に迅速に対応するために、同計画を修正し、事業を実施した。概要は以下の通り。

A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。

2020 年に実施した事業・アドボカシー活動概要は以下の通り。事業、アドボカシー活動のいずれにおいても、チャイルドライツプログラミング(CRP)を通じ事業活動計画策定・実施・モニタリングを行った。

i. 海外事業

2020 年は中期戦略・年間計画に沿った子どもの保護、教育、保健・栄養、防災の事業、また緊急人道支援事業をアジア、中東、アフリカ地域において実施したが、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、感染予防を含む対策を事業の中に取り込むなど、一部事業内容・実施方法の修正を行った。

a. アジア地域

- 東南アジア地域においては、ベトナムにおいて世界銀行の社会開発基金事業である北部山岳地帯の少数民族の子どもの栄養改善事業を継続実施した。本事業は実施４年目に入り、ベトナム保健省や地方行政と密接な連携のもと徐々に成果を上げつつある。
- またベトナム、ミャンマー、ラオスでは、民間資金の支援により、妊産婦と新生児のための保健サービス強化事業が実施された。2017 年から実施していた同ミャンマー事業に関しては、12 月末で完了した。また、同じくミャンマーのバゴー地域チャウチー・タウンシップで 2017 年から実施されてきた妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業も、5 月末をもって完了した。今後は、それぞれのミャンマー対象地域において改善強化されてきた保健サービスや、整備された保健施設及び緊急搬送システムが、現地保健当局によって維持・管理されることで、少数民族の母子の健康状態が改善されることが期待される。
- また、民間資金を活用し、インドネシアでの交通安全事業、タイでの水に関する事故の予防事業も継続して実施した。
- 南アジアのバングラデシュでは、東南部コックスバザールにて 2017 年秋以降実施しているロヒンギャ難民キャンプの支援を継続した。特に水衛生分野の活動では、より子どもや女性の視点に立った衛生施設の提供に貢献したほか、保健分野の活動では、キャンプ内の診療所を拠点とした新型コロナウイルス感染対策を含む保健サービスの提供、栄養支援も行った。
- 北東アジアのモンゴルでは、子どもの権利に関する実態調査を行い、報告書をまとめた。教育分野では、初等教育の教員や保護者を対象にしたインクルーシブ教育事業３年目を実施した。子ども保護と子ども参加の分野では、子どもの虐待やネグレクトに対応するソーシャル・ワーカーの能力強化事業も継続して実施した。３月からは、国連民主主義基金からの支援を受け、公民教育の強化を通した民主主義の定着事業を開始した。子どもの貧困分野では、2019 年末から世界銀行の支援を受けて実施している青少年向けの実践型アントレプレナーシップ教育事業を継続実施し、カリキュラムや教材などの開発を中心

に、教育現場での本格的な活動開始に向け準備が進んだ。

b. 中東地域

- 2011 年に始まったシリア危機は依然として終結しておらず、子どもの保護のニーズは非常に高いことから、2019 年 4 月に開始したシリア国内での子どもの保護事業を継続して実施した。また、2019 年末に再開された政府軍による空爆で、北西部において国内避難民が新たに約 100 万人発生したことを受け、8 月には保健・栄養支援事業を開始した。
- シリア隣国のレバノンでは、2017 年から実施している南部でのシリア難民の子どもの保護事業を継続して実施し、9 月に完了した。10 月にはレバノン北部において、シリア難民およびホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業を新たに開始した。また、8 月に発生したベイルート大規模爆発を受け、被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援を 11 月に開始した。
- 内戦が続くイエメンでは緊急下の教育事業を 10 月より開始した。
- アフガニスタンでは、国内避難民、帰還民および紛争の影響を受けた地域の人々に対し、緊急保健・栄養サービス提供事業を 3 月に開始した。
- ヨルダンでは、子どもに対する精神保健・心理社会的支援事業を 12 月に開始した。

c. アフリカ地域

- 2015 年からウガンダで実施していた防災事業は、2020 年前半に活動を完了し、地域の防災活動の促進に寄与した。事業終了後は地方行政とコミュニティが継続して活動を実施していくことが期待される。
- 同じくウガンダで、生計向上と母子への栄養指導を通した栄養改善事業を 2020 年より開始した。事業では既に一部の農家で作物の生産量が増加し、また、村の保健医療施設と協力した栄養指導により栄養改善の重要性が認知され始めている。
- 2016 年より実施しているウガンダ同国北西部における南スーダンからの難民の子どもと家族を対象にした子どもの保護事業を継続した。ウガンダ南西部では、2019 年 5 月より実施しているコンゴ民主共和国からの難民の子どもの保護事業を継続して実施した。
- 2019 年 4 月に発生した大規模なサイクロンの被害に襲われたアフリカ南部のモザンビークにおいて、2019 年より実施している緊急下の教育事業を継続し、8 月に完了した。

d. 日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化関連の活動

- セーブ・ザ・チルドレンのアジア太平洋緊急支援技術チームと緊密に連携し、戦略策定時の助言や資金援助を実施するとともに、同チームの人材を活用し国内緊急支援体制強化を図った。
- ジャパン・プラットフォーム（JPF）の NGO 代表として、NGO 外務省連携推進委員会のメンバーとなり、外務省と NGO の連携強化に関する様々な活動を行った。
- 国際協力に従事する団体の安全管理能力強化を目的とするネットワークである JaNISS（NGO 安全管理イニシアティブ）のメンバーとして、日本の NGO 全体の安全管理体制の向上を目的とした「NGO 安全基準」実用化に貢献した。
- 2018 年より運営している「緊急状況下の子どもの保護に従事する人材の育成プログラム」の第 2 期が終了し、アジア太平洋地域の 13 ヶ国、21 人の国際機関・NGO 職員と行政官の子どもの保護事業の実施能力が強化された。今後、プログラム修了者が各国で緊急状況に迅速に対応すること、また、緊急状況に備えるための活動に従事することが期待される。人材育成のニーズは引き続き高いことから、新た

に第 3 期プログラムを開始した。
- 職員の緊急人道支援対応能力強化の一環として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や JICA、JaNISS などが実施する国内外の安全・危機管理研修を活用した。

ii. 国内事業

日本国内の事業については新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのワークショップや研修、講演などは延期・中止などが相次ぎ、当初計画からの変更を余儀なくされた。一方、感染症拡大防止対策として実施された一斉休校や緊急事態宣言は、子どもや子育て世帯にも大きな影響を及ぼしていることが浮き彫りとなり、1 年を通して新型コロナウイルス感染症拡大の緊急対応支援を実施した。また、オンラインでの講座やシンポジウム開催など、新型コロナウイルス感染症流行下で対応できる方法を模索、実践した。

a. 子どもの貧困問題の解決

- 1 月から 4 月にかけて、新入学に伴う家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちの学校生活のスタートを支援することを目的とし、岩手県宮古市・山田町、宮城県石巻市の経済的に困難な状況下にある新入学の子どもたちに給付金を支給した。
- 2019 年に全国の 15 歳から 80 代までの 3 万人を対象に行った「子どもの貧困と子どもの権利の意識に関するアンケート調査」の結果とデータ集を、6 月に公開した。
- 新型コロナウイルス感染症対応として、子どもへのアンケートや食料品、給付金提供、それに伴う啓発・提言活動に取り組んだ。

b. 子ども虐待の予防

- 体罰禁止を盛り込んだ改正法施行を目前に控えた 3 月末に、参議院議員会館にて集会「体罰のない社会の実現を目指して」を主催した。また、法改正について分かりやすく解説した特設サイトの公開や、著名人を巻き込んだ SNS キャンペーンの展開など、1 年を通して体罰禁止を周知する啓発活動を実施した。
- 緊急事態宣言下の行動制限によって子どもへの体罰等・虐待の増加の懸念が高まるなかで、親・養育者への支援策拡充や子どもの迅速な保護を求める緊急要望書を日本政府に提出した。
- 体罰等によらない子育ての考え方を普及するために、オンラインでの講座やイベントなどを実施した。
- 12 月に、体罰等によらない子育ての普及を目的とした特設サイト「おやこのミカタ」を公開した。

c. 国内緊急対応

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、1 年を通じて以下の緊急支援を実施した。

- 感染症拡大防止対策下の子どものこころのケアに関する情報をオンラインで発信
- 小中高校の一斉休校を受け、緊急子どもアンケートを実施し、日本政府に対応を求める要望書を提出
- 放課後児童クラブ（学童保育）に対して支援金を提供。また、子どもの安心・安全に役立つ情報として、「子どものための心理的応急処置（PFA）」および「衛生管理」のオンライン講座を学童保育指導員向けに実施
- 5 月に東京都 23 区の、6 月と 12 月に東京、神奈川、千葉、埼玉のひとり親家庭に、食料品や日用品、遊具などの「ひとり親家庭応援ボックス」を提供
- 8 月から 11 月に、都内ひとり親家庭の高校生 400 人に対して緊急の給付金を提供

- 休眠預金等を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体として採択され、10 月より全国 17 団体を対象に 1 年間の助成事業を開始
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、子どもに特化した精神保健・心理社会的支援（こころのケア）に関する情報を積極的にオンラインで発信した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下で 7 月に九州地方で発生した豪雨に対しては、これまでのような現地での支援活動は不可能となり、初めてリモートによる緊急支援活動を実施した。被災地域の子ども支援団体などから現地の子どもや子ども関連施設の情報を収集し、発災後まもなく、緊急子ども用キット 1,000 セットを配布した。また、ひとり親世帯への子ども用物資、子ども支援施設への備品、学用品や学校の施設備品などの支援を行った。また、「子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid: PFA）」の情報発信やオンライン研修を実施した。

iii. アドボカシー

新型コロナウイルス感染症の世界の子どもたちへの影響を踏まえ、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの保健・栄養や教育分野の援助の維持・強化、およびワクチンなどの製品への衡平なアクセスを求める政策提言を行うと共に、グローバル・キャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN」の紛争下の子どもたちに焦点を置いたアドボカシーを展開した。また、子どもに対する暴力撤廃のための国内行動計画や、2021 年末に日本政府が主催する「東京栄養サミット」、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた働きかけを継続した。

a. 新型コロナウイルス感染症の拡大による危機への迅速な対応への働きかけ

新型コロナウイルス感染症が世界の最も弱い立場に置かれた子どもたちにもたらす深刻な影響につき発信を行い、日本政府が国際協調においてリーダーシップを果たすよう、コロナ対応の誓約会合や世界保健総会、G20 など様々な国際的な機会を通じて政策提言を行った。関連省庁や国会議員との対話を行い、日本政府の国際協力において、SDGs の「誰一人取り残さない」理念のもと、脆弱な国々や周縁化された子どもたちが優先され、ワクチンなどのコロナ対策の製品や支援への衡平なアクセスの確保およびユニバーサル・ヘルス・カバレッジが達成されるよう働きかけを行った。

b. 社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の状況に対応しながら、保健分野以外においても栄養や教育といった基礎社会サービスへのアクセスと質の向上に向けた働きかけを行った。「東京栄養サミット 2021」に向けた機運の向上のためのオンラインイベントの開催や、質の高い教育へのアクセスに向けた「教育のためのグローバル・パートナーシップ」（GPE）への継続拠出、特に新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた初等・中等教育や紛争下の教育支援への重点化を働きかけた。

c. STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンの展開

新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、紛争の影響を受けた子どもの保護と支援強化を目指すグローバル・キャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN」を国内で継続展開し、課題に関心を持つユースと共に啓発活動や政策決定者との対話を行い、ユースによる主体的な活動を後押しした。また、日本政府に対して学校の軍事利用を禁止する「学校保護宣言」の支持、ロヒンギャ危機その他の人道危機に対する政策・支援の強化、緊急下の教育の政策・支援の強化への働きかけを行った。

B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、財政基盤の安定・拡大をはかる。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による、世界中の子どもたちの置かれた状況や課題を社会に発信し、また、セーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知と支持を向上することで、社会を巻き込んだ支援・啓発活動を推進できた。
- 新型コロナ感染症拡大下における支援ニーズの拡大に対応するため、SNS やオンラインを用いたセミナーなどの開催により積極的な発信を行い、企業・個人からの資金調達を推進した。

C. 子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、 ステークホルダーとの関わりを深化させる。

子どもの権利の推進を専門とした国際 NGO として、政府、自治体、国際機関、企業、研究者、ユース等、多様なステークホルダーとの関わりを深め、子どもの権利を推進した。

- 企業パートナーとは企業のサステナビリティ活動への取り組みと歩調を合わせ SDGs ならびに ESG 分野における連携を推進した。
- 子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進に責任をもち、持続可能な開発目標、子どもの権利とビジネス原則の普及を通し、企業ドナーとの対等なパートナーシップ強化を進めた。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、政府および国会議員に対して子どもの権利の実現の観点から感染症対策における国際協調と援助の強化を働きかけた。
- グローバル・キャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN(紛争下の子どもを守ろう)」の一環として、国会議員との対話やオンラインイベントへのユースの主体的な参加を通したエンパワーメント、および政策決定者や一般に対する啓発を進めた。パブリックスペースでの写真展やオンライン講演会などを通じ、広く市民への紛争下の子どもたちに対する啓発活動に取り組んだ。
- 新型コロナウイルス感染症緊急子ども支援を日本でも展開し、世界が未曾有の感染症危機に直面する中、著名人と連携し、外出や外遊びに制約がある子どもたちへ SNS を通して絵本の読み聞かせコンテンツを届けるとともに子どもたちへの支援を呼びかけるキャンペーン「Save With Stories」を実施した。
- 日本が「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」のパスファインディング国となったことに伴い、子どもに対する暴力撤廃を促進する国内行動計画の策定プロセスに GPeVAC 日本フォーラムを通して関わり、同計画策定のための政府ワーキング・グループ委員として政策提言を主導した。
- 他の国際協力 NGO との連携のもと、外務省 NGO 研究会の受託団体として、日本の国際協力 NGO における「セーフガーディング」の取組促進の一環として「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」を作成・公開した。また公開型ウェビナーを合同開催し、子どもと若者を守るためのセーフガーディングの取り組み促進について広く発信した。

D. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

全職員がビジョン、ミッションに立ち返り、組織としての実行能力を高め、新型コロナウイルス症感染拡大の中でも中期戦略実施に取り組めるよう、効率的かつ効果的な業務遂行プロセスの改定・導入を進めるとともに、

ガバナンスの強化を図った。

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オフィスの感染対策のみならず、新しい働き方（テレワーク）やワークフローシステムを導入、職員の安心・安全を最優先しつつ、業務の効率化・セキュリティの高度化・ペーパーレスによる環境への配慮・ワークライフバランスの充実を図った。
- 主要な決裁権限規程等を見直し、わかりやすくルールをシンプル化、ワークフローシステムの導入とともに内部統制の強化を図った。
- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、「子どものセーフガーディング」の取り組みをさらに強化した。特に新型コロナウイルス症感染拡大下で増えたオンライン利用上のリスク削減や、モニタリングのあり方の見直し、およびパートナー団体にてセーフガーディングを導入するための支援に注力した。

III. 事業一覧

A. 海外事業

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2020年裨益者数(人)	主な財源
【アジア地域】					
1. ベトナム					
保健・栄養 (3)	北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	2017年1月～2021年12月	イエンバイ省、ソンラ省	13,763	世界銀行、企業、個人
保健・栄養 (3)	ベトナムにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/3/1 ～ 2021/4/30	ダクラク省	7,247	企業
2. ミャンマー					
保健・栄養 (3)	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	2017/5/1 ～ 2020/5/29	バゴー地域	529	JICA
保健・栄養 (3)	ミャンマーにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/8/1 ～ 2020/12/31	バゴー地域	295	企業
3. タイ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	子どもの水の事故防止推進事業	2019/3/1 ～ 2021/4/30	バンコク	2,883	企業
4. インドネシア					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2018/4/1 ～ 2022/3/31	北ジャカルタ市、東ジャカルタ市	14,183	企業
5. ラオス					
保健・栄養（3）	ラオスにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2018/3/1 ～ 2021/12/28	ルアンパバーン県	1,652	企業

[2](注)「事業分野」欄の数字は、定款第4条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2020年裨益者数(人)	主な財源
6. モンゴル					
教育 (1, 2)	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業	2018/3/30 ～ 2021/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	5,702	外務省、個人
子どもの保護 (6)	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	2018/9/3 ～ 2022/8/31	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	105,838	JICA、個人
子どもの貧困 (1, 4)	モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成事業	2019/11/12 ～ 2023/11/11	ウブルハンガイ県、ゴビスンバル県、ザブハン県、スフバートル県、ホブド県	5,630	世界銀行、個人
7. バングラデシュ					
緊急・人道支援（3）	コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯の衛生環境改善事業	2019/5/1 ～ 2020/4/30	コックスバザール県	26,596	JPF, 企業、個人
緊急・人道支援（3）	コックスバザール県におけるミャンマー避難民に対する包括的保健サービス提供事業	2020/3/31～ 2021/2/28	コックスバザール県	15,857	JPF,企業、個人
8. アフガニスタン					
緊急・人道支援（3）	カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供	2020/3/31～ 2021/3/30	カンダハル州	32,022	JPF,企業、個人
【中東地域】					
1. レバノン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業（第４期）	2019/10/1 ～ 2020/9/30	南レバノン県	26,518	JPF、個人
緊急・人道支援（教育子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業	2020/10/1 ～ 2021/7/30	北レバノン県、アッカール県	0	JPF、個人
緊急・人道支援（4）	ベイルートにおける大規模爆発被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援	2020/11/13 ～2021/4/15	ベイルート市	52	JPF、個人
2. イエメン					

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2020年裨益者数(人)	主な財源
緊急・人道支援（教育）(1)	イエメン・ハッジャ県における国内避難民・ホストコミュニティの子どもたちに対する安全な学習環境整備支援事業	2020/10/1 ～ 2021/6/30	ハッジャ県	0	JPF、個人
3. シリア					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	シリアにおける子どもの保護事業	2019/5/1 ～ 2020/6/30	シリア北西部・中南部	2,782	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	シリアにおける子どもの保護事業	2020/3/31～ 2021/3/30	シリア中南部	140	JPF、個人
緊急・人道支援（3）	シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける緊急保健・栄養支援事業	2020/8/15～ 2021/3/30	シリア北西部	延べ 11,122	JPF、個人
4. ヨルダン					
子どもの保護(6)	ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援（心理的緊急処置研修の開発実施）	2020/12/7～ 2021/4/30	全土	0	JICA、個人
【アフリカ地域】					
1. ウガンダ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業	2018/2/18 ～ 2020/2/17	カセセ県カルサンダラ準郡、マリバ準郡、ニャキユンブ準郡	6,060	外務省、個人
保健・栄養（3）	ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業	2020/3/1～ 2023/2/28	カセセ県カルサンダラ準郡、マリバ準郡、ニャキユンブ準郡	8,466	外務省、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業	2019/4/1 ～ 2020/3/30	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	28,528	JPF 、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アジュマニ県における南スーダン難民の子どもの保護事業	2019/11/7 ～ 2020/3/31	アジュマニ県	2,763	JPF 、企業、個人

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2020年裨益者数(人)	主な財源
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業（第6期）	2020/3/31～2020/9/30	マディ・オコロ県、アルア県	304	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業（第7期）	2020/10/1～2021/3/30	マディ・オコロ県、アルア県	1,380	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子どもの保護および青少年の能力強化支援事業	2020/4/3 ～2021/3/25	カムウェンゲ県、キソロ県、カヌング県	5,707	JPF、企業、個人
2. モザンビーク					
緊急・人道支援（教育）(1)	モザンビーク・マニカ州およびソファラ州におけるサイクロン被害を受けた子どもたちに対する学用品配布事業	2019/5/24 ～2020/8/31	マニカ州、ソファラ州	14,855	JPF、企業、個人
【日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化関連の活動】					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	緊急下の子どもの保護のための能力強化事業	2018/5/1-2021/4/30	アジア・太平洋	40	財団、個人

B.　　国内事業

事業分野・事業名 (注)	事業期間	実施地域	2020 年 裨益者数	主な 財源
子どもの貧困問題の解決 (1, 6, 7)	2016/1/1～ （継続）	岩手県、宮城県、および全国	子ども：1,046 大人：2,590	企業、個人
子ども虐待の予防 (3, 7)	2016/1/1～ （継続）	全国	子ども：35 大人：49,848	企業、個人
国内緊急対応　子どもの保護/防災（災害リスク軽減） (1, 6)				
災害時における心理社会的支援の普及・啓発	2019/1/1～ （継続）	全国	子ども：0 大人：2,188	企業、個人
2019 年台風 19 号復興支援	2019/10/17～ （継続）	宮城県丸森町、福島県いわき市	子ども：2,141 大人：707	企業、個人
2020 年 7 月豪雨緊急対応	2020/7/10～ （継続）	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県	子ども：2,037 大人：540	企業、個人
2018 年西日本豪雨復興支援 (1, 6)	2018/7/9～ 2020/12/31	岡山県、広島県、愛媛県、ほか全国	子ども：45 大人：1,199	企業、個人
新型コロナウイルス 緊急子ども支援 (1, 6)	2020/2/1～ （継続）	全国	子ども：17,894 大人：9,143	企業、個人 休眠預金、助成金

C. アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実施地域	財源
アドボカシー（5）	新型コロナウイルス感染症の拡大による危機への迅速な対応への働きかけ	2020 年 3 月～（継続）	日本	個人
子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築				
アドボカシー（1,2,3,4,5,6,7）	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた実施へのアドボカシーと国内普及・啓発	通年（継続）	日本	個人
アドボカシー（6,7）	「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化	通年（継続）	日本	個人
アドボカシー（7）	「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」への取り込み	通年（継続）	日本	個人
社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充				
アドボカシー（3）	「東京栄養サミット 2020」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化	通年（継続）	日本	助成金
アドボカシー（5）	新型コロナウイルス感染症への対応、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化	通年（継続）	日本	個人
アドボカシー（1）	質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化	通年（継続）	日本	個人
STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンの展開				
アドボカシー（1,6）	「学校保護宣言」の日本政府の支持に向けたアドボカシー	通年（継続）	日本	個人
アドボカシー（1,3,5,6）	ロヒンギャ危機その他の人道危機に対する日本政府の政策・支援の強化	通年（継続）	日本	個人
アドボカシー（1,6）	緊急下の教育の政策・支援の強化	通年（継続）	日本	個人

IV. 事業報告詳細

A. 海外事業

i. アジア地域

a. ベトナム

① 北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業

［目的］ 子どもの栄養摂取習慣の改善、妊産婦と乳幼児の栄養源の多様化、そして母子のケアを通して、対象コミューンにおける 5 歳未満の子どもの栄養状態を改善する。

［事業内容］

- 現地で入手可能な食材の活用に向けて、自然食材の研究をベトナムの研究機関と共同で実施した。また昨年に続き、イエンバイ省およびソンラ省の 20 の対象コミューンにおいて、家庭菜園、有機たい肥づくり、鶏の飼育法改善、コメ高収量システム（SRI 農法）、大豆栽培法の改善の研修を行い、子どものいる世帯の食料確保を支援した。
- コミュニティでの母子栄養ケアの普及と活用に向けて、事業では研修教材作りから保健活動従事者への研修の実施、保健施設、家庭での実践を支援した。また、活動を通して収穫された野菜や卵を活用して子どもに栄養バランスのとれた離乳食を作るための料理指導や急性栄養不良の子どもを支援した。事業対象地の農業セクターと保健セクターの連携を促進し、栄養改善に関連する活動を現地の行政機関が主体となって継続的・計画的に実施するため、両セクターの政府関係者が参加する定期会合や事業地の視察を行うことで、省と郡の開発計画に事業の活動が組み込まれるように働きかけた。現地行政関係者からは子どもの発育阻害を減少させることや栄養に配慮した農業の推進の重要性を認識し、地方政府の活動計画に組み込むことが合意された。

③ ダクラク省ラク郡およびクロンボン郡における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 村の保健ボランティアは、妊婦や生後 6 か月未満の子どもを持つ世帯を中心に世帯訪問を行ったり、コミュニティでの会合を実施したりすることで、妊婦健診の必要性、危険な兆候の早期発見を含む妊娠中から産後にかけてのケアや新生児ケアについての保健教育を行った。さらに、コミューン保健センター職員の助けを借りて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防と抑制についての啓発活動を合わせて実施した。
- 妊産婦と新生児ケアに関するラジオやテレビ放送、郡病院でのトーク・セッション、モバイル・チームによる遠隔地に位置する村での活動を含む行動変容キャンペーンを実施した。
- コミューン保健センターおよび郡および省病院に救急医療用新生児ケア・ユニット用医療器材やカンガルー・マザー・ケア・ユニット用医療器材を提供した。

b. ミャンマー

① バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業

［目的］ 妊産婦と新生児の死亡リスクを削減するための適切な保健サービスの利用が促進される。

［事業内容］

- 村での母子保健向上を担う補助助産師の育成研修（3 回目）が終了し、10 人の補助助産師が新たに村で活動を開始した。補助助産師がいる村の数は事業開始当初の 106 ヶ村中 52 ヶ村から 85 ヶ村へ増加した。
- 各村の助産師や補助助産師が、安全な母性、家族計画、栄養、新生児ケアなどに関する保健啓発活動を実施し、また、補助助産師が、妊産婦および新生児のいる家庭を戸別訪問し、健康状態を確認した。さらに、補助助産師の監督責任者にあたる助産師の能力強化と、補助助産師に対する指導を支援した。
- 事業終了に当たり、合計 332 人の 2 歳未満の子どもを持つ母親に対する聞き取りを行った。事業開

始前と比較して特に母子保健に関する知識で大幅な改善が見られた。事業の成果、教訓をチャウチー・タウンシップ保健局などの保健行政関係者に共有し、今後、どのように活動を持続させていくかなどについて協議した。

② バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム
［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。
［事業内容］

- 4 ヶ所の保健センターの建設が完了し、チャウチー・タウンシップ保健局と地域住民に譲渡した。譲渡の際には、今後の管理計画等について協議し合意した。
- 妊産婦と新生児のための緊急搬送ガイドラインに則った緊急搬送支援が村の保健委員会によって実施され、緊急搬送のための「条件付現金給付」の支援が行われた。
- 寄付をいただいている武田薬品工業株式会社による従業員参加プログラムを受け入れた。僻村での保健システムや保健サービス、本事業が村の母子保健にどう寄与しているか等について地域住民との対話や、セーブ・ザ・チルドレン・スタッフや行政職員等との意見交換を行った。

c. タイ

① 子どもの水の事故防止推進事業
［目的］ 子どもの水の事故を防ぐための水泳教室の実施、行政に対する政策提言を通し、子どもたちの水の事故予防を推進する。
［事業内容］

- 事業対象校の８校のうち６校の教員に対し、子どもたちに教えることができるようになるための指導者研修を実施し、合計 26 人が参加した。事業対象校の 2 校にて、生徒を対象とした水上安全に関する講習、水難に備えた泳法訓練を含めた救助方法の講習を実施し、合計 204 人が参加した。また、4 校にて心肺蘇生法講習を実施し、合計 196 人の生徒と 49 人の教員が参加した。
- 事業対象校の 8 校の、「シード・ファンド」を活用した各学校における事故予防のための活動計画づくりを支援した。
- 教育省特別教育局などとともに、障害のある子どもにやさしい水の事故予防の指導マニュアルを作成した。
- 水の事故防止をテーマにしたアニメーションや塗り絵本などを各学校に啓発教材として配布した。また、学校における新型コロナウイルス感染症感染予防対策のための衛生用品、啓発ポスター等を提供した。

d. インドネシア

① ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業
［目的］ 交通安全に関する知識向上とその実践により、ジャカルタ州都特別州の 2 地域の子どもの交通安全状況が改善される。
［事業内容］

- 事業対象の 20 校において、オンラインにて交通安全に関する講習を再開し、合計 929 人が参加した。
- 指導者研修を受講した保護者ファシリテーターが、事業対象校の 20 校の生徒の保護者合計 1,556 人の保護者に対し、交通安全セッションを実施した。
- イスラムの断食月明けの大規模な帰省ラッシュ時期に合わせた、新型コロナウイルス感染症感染予防のための情報提供や、帰省中止を呼び掛けるキャンペーンを、地元警察とともに実施し、合計 9,883,260 人にメッセージを届けた。

e. ラオス

① ルアンパバーン県における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム
［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。
［事業内容］

- 保健センターの職員を対象に現場研修（メンターシップ・アプローチ） を実施した。また、第四半期メンター・レビュー会合を実施し、活動結果やそれぞれの郡での成果および成功例などが共有された。
- 保健センター職員とコミュニティ保健ボランティアに研修が妊婦と 2 歳未満の子どもを持つ母親に対して世帯訪問などを通じて行動変容コミュニケーション活動を行った。安全に活動を行うために、ボランティアに対してマスクや石鹸などを配布し、COVID-19 下でも安全に家庭訪問が行う方法を教授した。
- 本事業が取り組んできた現場研修（メンターシップ・アプローチ）に関するワークショップを、保健省やWHO、他県の保健行政職員を対象に実施し、メンターシップの手法について広く周知した。

f. モンゴル

① 誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、誰も取り残さない包摂的かつ公正な教育を推進する。

［事業内容］

- 対象とする通常学校 16 校および生涯学習センター16 クラスの教職員計 646 人に対し、子どもの発達状態の理解や支援に関する知識、教授法についての研修をオンラインで実施した。また、教職員同士の学び合いの場を設け、述べ 112 人の教職員が、特別なニーズを持つ子どもの支援の方法について良い実践を共有した。
- 非就学児が家庭で学習を継続できるよう、家庭で学習するための「移動式学習キット」を作成し、対象地域の 17 人の非就学児に提供した。新型コロナウイルス感染症感染予防のための啓発パンフレットなども同時に配布した。
- インクルーシブ教育の意義を保護者、教職員や子ども、また子どもを取り巻く地域の人々へ周知するため、昨年度開発した啓発活動用教材を改訂し、対象校に配布した。また、学校への保護者の参加を促進する方法についてのオンライン研修や、教職員による保護者向け啓発イベント、教職員と保護者による特別なニーズを持つ子どもに対する教授法に関するコンテストを実施し、計 540 人が参加した。
- インクルーシブ教育に関する政策の改善や提言につなげるため、教育省をはじめ主要なステークホルダーと、事業の進捗や全国普及研修の実施について話し合いを行った。

② モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業

［目的］要保護児童支援制度を担う政府機関（子ども家庭青年開発局、労働・社会保障省、法務省）の人材の能力と体制を強化する。

［事業内容］

- 事業地で活躍する子ども保護専門家チーム（MDT）メンバーを対象に、子どもの保護に関する業務上の課題解決を目的として、コンサルテーションを提供した。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の影響で、対面形式での実施は困難となる状況が生じたが、電話やメール、オンラインなども活用し、可能な限り通常通りの支援を実施した。
- マスメディア（SNS などのソーシャルメディアおよび TV・新聞などのトラディショナルメディア）を利用した、体罰防止を訴える全国規模のキャンペーンを実施した。本キャンペーンでは、体罰が与える悪影響や「ポジティブ・ディシプリン」に関する啓発活動を実施し、インタビュー映像の放映や著名人をインフルエンサーとした SNS への投稿など、さまざまな活動を行った。SNS を利用したコンテンツについては、合計 640 万件を超えるアクセス数を記録した。
- カナダのマニトバ大学と共同で、親や養育者を対象とした「ポジティブ・ディシプリン（暴力に頼らない子育て）」プログラムおよび同プログラムのファシリテーター養成研修の実施を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の影響により延期とした。一方で、好評を得ていた同プログラム用のワークブックを再配布するなど、補助的な代替策を行った。
- 政府関係機関を交えた定期的な各種会議（事業運営委員会、調整会議、事例検討会議）については、 新型コロナウイルス感染症感染拡大で当初は参加者数を減らし複数回に分けて開催していたが、 2020 年の下半期は延期をせざるを得ない状況となり、各会議のオンライン開催が実施可能か検討を開始した。

③ モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育社会情動的スキル養成事業

［目的］地方 5 県の最貧困村 25 村に暮らす 6,000 人の若者（15～24 歳）たちに、起業やビジネスに関心をもってもらうための、実践型・起業家育成プログラムの開発と導入、さらには、ビジネスアイディアの実践・具体化で小口の資金融資などを提供することで、地方社会の経済活性化や、貧困と失業率の低下に貢献する。

［事業内容］

- 世界銀行・日本社会開発基金の支援により、2019 年 11 月より本事業が本格的に始動した。
- 2020 年前半期は、プロジェクトスタッフ（9 人）や、教材などの開発業務を担う短期コンサルタントの採用を行い、地方の事業対象地域５ヶ所（５県）でフィールド事務所を開設した。また、政府、地方行政当局、また民間からの関係者が参加する形で、プロジェクト諮問委員会を首都ウランバートル市で、またプロジェクト協議会を地方の事業対象地域それぞれのレベルで発足させた。
- 実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成カリキュラムの開発業務を行った。事業地数ヶ所でその試験的な運用を行い、カリキュラムや教材内容の調整と最終化を図った。

g. バングラデシュ

① バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯の衛生環境改善事業

［目的］ ミャンマー・ラカイン州での危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の衛生環境および衛生習慣が改善される。

［事業内容］

- ミャンマー避難民居住区において、し尿処理施設が不十分であるため、新たなし尿処理施設を設置した。
- 新たに設置したし尿施設の管理を避避民自身が行うことができるように、水・衛生委員会を設立し、掃除や簡単な修繕方法を指導した。
- 手洗い等の基礎的な衛生セッションに加え、主に思春期の女の子を対象に、月経衛生管理に関するセッションを実施した。

② バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯に対する包括的保健サービス提供事業

［目的］ ミャンマー・ラカイン州での危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の健康状態の向上に寄与する。

［事業内容］

- バングラデシュ・コックスバザール県に位置するミャンマー避難民居住区において、ヘルスポストの医療スタッフに研修を実施した。
- 地域保健ワーカーを育成し、医療支援が必要な人を特定し、治療が受けられるように支援した。
- 延べ 18,849 人の診察や健康状態のチェック、2,247 人の子どもに予防接種を実施した。
- 母子を対象に栄養状態のスクリーニングを実施し、適切な母乳育児の方法や、離乳食の作り方などを指導した。
- 心理社会的支援を必要としている人に対して、自宅でできるリラックス方法の指導や、心理的応急処置を提供した。

h. アフガニスタン

① アフガニスタン・カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供

［目的］ カンダハル州 2 郡（ゼライ、パンジャイ）において、国内避難民、帰還民および紛争の影響を受けた地域の人々に対し、緊急保健・栄養サービスを提供することにより、子どもを中心とする脆弱な状態にある地域住民の保健・栄養サービスへのアクセスを改善する。

［事業内容］

- カンダハル州 2 郡において、3 つの緊急保健栄養モバイル・チームを設置し、予防接種やリプロダクティ

ブ・ヘルスを含む基礎的な保健サービスおよび心理社会的支援を提供した。治安状況の悪化により、一時、活動は中断したものの、2020 年は延べ 24,094 件の診察を行った。

- 5 歳未満の子どもおよび妊婦と授乳中の女性を対象とした栄養状態スクリーニングを実施した。347 人の子どもが重度急性栄養不良と診断され、治療を行った。
- 一対一や、グループ形式で、母子の栄養や手洗いなど衛生についての保健教育を実施した。また地域住民に対する健康意識向上キャンペーンを実施した。

ii. 中東地域

a. レバノン

①レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第 4 期)

［目的］南レバノン県サイダ郡において、地域に根差した子どもの保護の対処・予防のための取り組みを強化し、シリア難民およびホスト・コミュニティの子どもたちが暴力や搾取の被害から継続的に守られるようにする。

［事業内容］

- 事業対象地において、シリア難民コミュニティにおける既存の子ども保護グループの能力強化活動を支援したほか、ホスト・コミュニティにおける新たな子ども保護グループの設立支援、メンバーの能力育成を行った。
- 子ども会のメンバーに、子どもの保護に関する地域向け啓発活動の促進、実施のための能力強化を実施した。
- 暴力や搾取等子どもの保護の被害に遭った、またはリスクに直面する事業対象地の子どもに対し、ケース・マネジメントを実施した。
- レバノン社会福祉省、サイダ市役所との会合を通じて、事業地対象地における地域に根差した子どもの保護のための取り組み関する連携を強化した。また、これまでセーブ・ザ・チルドレンが担ってきた子どもの保護の役割を地域の NGO へ移管した。

② レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業

［目的］レバノン北部トリポリ市およびアッカール県において、就学または学習継続が困難なシリア難民やホスト・コミュニティの子どもたちが、教育へのアクセスを改善し、質の高い教育機会および安心安全な学習環境を得ることができる。

［事業内容］

- 事業対象地において、学校へ通うことのできない子どもに基本的な読み書きや算数の授業を提供するための学習支援センター開設に向け、カリキュラムの確認、更新を行った。
- 提携して事業を実施するパートナー団体候補の選定を開始した。

③ ベイルートにおける大規模爆発被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援

［目的］レバノン・ベイルート湾港地区で発生した大規模爆発により被害を受け、脆弱な立場に置かれているシリア難民やホスト・コミュニティの人びとの心理社会的負担が軽減され、安全に生活する環境を得ることができる。

［事業内容］

- 事業対象地において、大規模爆発によって心理社会的負担が増加した子どもや養育者を特定し、心理社会的支援を実施する準備を行った。
- 暴力や搾取などの被害に遭った、またはリスクに直面する事業対象地の子どもに対し、ケース・マネジメントを実施した。
- 大規模爆発の被災者のうち、安全な住居を確保するための家賃給付が必要な世帯を特定し、給付のための準備を行った。

b. イエメン

① イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための学習環境整備事業

［目的］イエメン・ハッジャ県において、紛争の影響を受けている国内避難民・ホストコミュニティの子どもたちの学習環境および教育へのアクセスを改善する。

［事業内容］

- 事業対象となる公立学校 3 校において、教室やトイレ等の水・衛生施設の修繕ニーズを調査し、修繕のための設計図を作成した。
- 子どもたちに配布する学用品や、各学校に提供する衛生用品の調達を行った。

c. シリア

① シリアにおける子どもの保護事業（2019 年 5 月～2020 年 6 月）

［目的］シリア危機の影響下にある子どもや青少年とその家族が、自身の回復力や子どもの保護に関する問題対処能力を高めるとともに、地域の中で子どもたちを適切に守るための仕組みを強化する。

［事業内容］

- 子どもファミリーセンターにて子どもへの心理社会的支援活動を実施した。
- 女性に対する栄養支援活動の一環として、参加者同士の経験を共有するグループセッション、 個別カウンセリング、妊娠中の参加者に対する出産後の母乳育児に関する情報共有、2 歳未満の乳児を育児中の参加者に対する心理社会的支援及び授乳のサポートを子どもファミリーセンターにて実施した。
- 親・養育者に対する前向きな子育てセッションの実施準備を行った。
- 子どもの保護委員会を設立した。

② シリアにおける子どもの保護事業（2020 年 3 月～2021 年 3 月）

［目的］シリア中南部において、子どもの保護、栄養支援活動を通じて、紛争の影響下にある避難民の子どもとその家族の心理社会的ウェルビーイングの維持・向上、地域における子どもの保護に関する能力の強化に貢献する。

［事業内容］

- 子どもファミリーセンターにて子どもへの心理社会的支援及び母子栄養支援を実施した。
- 女性に対する栄養支援活動の一環として個別カウンセリングを実施したほか、妊娠中の参加者に対する出産後の母乳育児に関する情報提供、2 歳未満の乳児を育児中の参加者に対する心理社会的支援及び授乳のサポートを子どもファミリーセンターにて実施した。
- 親・養育者に対する前向きな子育てセッションを行った。
- 子どもの保護委員会の運営を支援した。

③ シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける緊急保健・栄養支援事業

［目的］シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおいて、国内避難民の子どもたちおよびその家族に対して緊急保健・栄養サービスを提供し、子どもを中心とする脆弱な状態にある地域住民の保健・栄養サービスへのアクセスを改善する。

［事業内容］

- 事業対象地を移動式診療所で巡回し診察にあたった。
- 子ども及び妊産婦の栄養状態のスクリーニングと栄養ケアを実施したほか、妊産婦へのカウンセリングを実施した。
- 出産前後の妊産婦への定期健診を実施した。
- 事業対象地において地域委員会を設置し、基礎栄養と COVID-19 感染予防に関する研修を実施した。

d. ヨルダン

① ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援（心理的緊急処置研修の開発実施）

［目的］ヨルダンにおいて、シリア危機発生以降の大規模な難民流入や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりニーズが高まっている精神保健・心理社会的支援について、関係者の当該分野の能力強化を実施し、中央省庁レベルでの理解及び連携を高める。

［事業内容］

- ヨルダン保健省、教育省等とキックオフ会合を実施し、事業目的の説明とタイムラインについて合意した。
- 国内支援委員及び外部有識者と研修日程、カリキュラム案、研修効果測定に係る事前・事後テストについて協議した。

iii. アフリカ地域

a. ウガンダ

① ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業

［目的］ 気候変動の影響で洪水や干ばつの影響を受ける農村地域において、災害リスク軽減活動の鍵となる村等の災害対策委員会や学校内の防災クラブの能力向上を行い、コミュニティの自然災害に対する対応能力を向上させることを目指す。

［事業内容］

- 対象準郡内の 25 村の災害対策委員会と小学校 30 校の防災クラブが、それぞれが策定した防災計画に則り活動を実施するための支援を行った。村レベルでは、気候変動適応型農法の普及、洪水被害リスクの高い箇所の橋の建設、緊急時の搬送訓練、コミュニティ・ラジオ（早期警報システム）の設置等の防災・減災のための活動を実施した。
- 対象地のカセセ県政府は県の開発計画に防災活動の主流化を行うことを約束している。また、カセセ県事政府から首相府への防災活動の報告を実施してきたことを受け、首相府が定期的に主催する防災会議にカセセ県政府の関係者が招待され事業活動を共有する予定である。

② ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業

［目的］カセセ県カルサンダラ、マリバ、ニャキュンブ準郡において母子の栄養状態が改善される。

［事業内容］

- 対象世帯に気候変動適応型農法の普及、農家グループの設立支援、また、村レベルで村貯蓄貸付組合の活動促進をおこない、農家の収量と収入の向上に寄与し、子どもの栄養改善に向けて食料の確保と栄養価の高い食品の購入ができるよう支援した。
- 準郡レベルの保健医療施設に対し、乳幼児期の栄養指導（Infant Youth and Child Feeding：IYCF）に関する研修を行い、母親への栄養指導のために各施設で IYCF 相談窓口が設置され、窓口を訪問する母親に指導を行っている。
- 保健、農業分野、水衛生等の行政関係者が参加する栄養調整委員会にて、IYCF の重要性や栄養に関する活動の共有を行い、セクター間の連携促進を行った。

③ ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業

［目的］ 南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた、子どもの保護に関する支援、また、子どもの発達に不可欠である情緒、栄養、保健面での支援を受けられる。さらに、避難生活が長期化する中、これらの活動が難民およびホスト・コミュニティによって実施されていくための能力が強化される。

［事業内容］

- 特に脆弱な状態にある子どもたちに対し、ケース・マネジメントを通じて適切な支援を提供するとともに、地域で子どもの保護の問題を予防・早期発見する役割を担う「子どもの保護委員会」の能力や、地域行政機関との連携を強化するための研修、会合などを実施した。
- 難民居住区内の 7 ヶ所の「こどもひろば」で、避難生活下で脆弱性の高くなっている全年齢層の子どもたちに安全かつ安心な居場所を提供した。

- 就学前教育を提供することで、長期化する避難生活においても、子どもたちの心身の発達が妨げられることのないような環境づくりを行った。また、この活動がコミュニティで継続していくようにするため、子どもたちの保護者を中心とした運営委員会の能力強化を行った。
- 子どもたちの発達が阻害されないよう、母子および妊産婦に対し、栄養状態のアセスメントや授乳指導を含む栄養支援や、予防接種や妊産婦健診などの基礎的な保健サービスを提供した。

④　ウガンダ北西部アジュマニ県における南スーダン難民の子どもの保護事業

［目的］　南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた子どもの保護に関する支援を受けられる。また、現地政府やコミュニティの子どもの保護に関する能力が強化される。

［事業内容］

- 子どもの保護のリスクに対し、特に脆弱な状態にある子どもたちに、ケース・マネジメントを通じて個別支援を実施した。また、代替監護下にある子どもたちの多くが虐待やネグレクト等のリスクを抱えているため、代替監護下にある子どもと里親に対し、「前向きな子育て」に関する研修セッションを実施提供した。
- 難民居住区およびホスト・コミュニティにおいて子どもの保護に関係する機関やコミュニティの保護システムの能力を強化するため、子ども保護に関わる機関間の連携強化、研修や会合、コミュニティの住民の対話等を実施した。

⑤　ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業（第 6 期）

［目的］　地域に根差した子どもの保護体制を強化し、事業対象地の南スーダン難民の子どもたちが、事業完了後も継続的に暴力や搾取の被害から守られるようにする。

［事業内容］

- 子どもの保護委員会、現地行政機関職員、地域の各種協議会委員等に対する能力強化研修を実施した。子どもの保護委員会、難民福祉協議会、ローカル・カウンシルの 3 組織が中心となり、事業期間中継続して子どもの保護に関するケースの特定、アセスメント、フォローアップ、付託を実施した。また、各機関合同調整会合及び現地行政による子どもの保護に関する地域活動モニタリングを行った。

⑥　ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業（第 7 期）

［目的］　地域に根差した子どもの保護体制を強化し、事業対象地の南スーダン難民およびホスト・コミュニティの子どもたちが、事業完了後も継続的に暴力や搾取の被害から守られるようにする。

［事業内容］

- 子どもの保護委員会をはじめとする各コミュニティ組織が、子どもに対する個別支援や養育者向け子育て講習を自主的に継続できるよう、感染症拡大下という文脈に適合させた能力強化のための研修を行った。
- 難民居住区およびホスト・コミュニティにおける子どもの保護関係者合同の調整会合を行い、感染症の観点を踏まえた子どもの保護に関する標準手順策定に関する協議を進めた。

⑦　ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子ども・青少年の保護事業

［目的］　ウガンダ南西部の難民居住区および難民受入センターにおいて、地域に根差した子どもの保護に関する能力が強化され、保護のリスクを抱えるコンゴ民主共和国の難民の子ども・青少年とその家族が、適切なサポートを受けられる。

［事業内容］

- 暴力や虐待、搾取、ネグレクトといったリスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちに直接支援を行った。また、地方行政関係者や地域で子どもの保護を促進する「子どもの保護委員会」の能力強化研修を実施した。
- 子どもの保護、ジェンダーに基づく暴力（GBV）、子どものセーフガーディングなど、コミュニティの住民に対する意識向上のための活動を行った。

- 避難生活下で脆弱性の高くなっている子どもたちに対して、心理社会的支援を行った。また、子どもの保護の促進をはかる、子どもたち自身によるピア・グループの活動を支援した。
- 主に就学や就労の機会が限定的な青少年の保護を目的として、現在および将来の困難に対応するためのライフスキル強化・生計能力向上のための支援を行った。

b. モザンビーク

① モザンビーク・マニカ州およびソファラ州におけるサイクロン被害を受けた子どもたちに対する学用品配布事業

［目的］モザンビークにおいてサイクロンの被害を受けた学齢期の子どもたちに、最低限の学習環境を確保するため、学用品の調達、提供を行う。

［事業内容］

- サイクロンの被害を受けた学齢期の子どもたち 14,855,000 人に対して、通学バッグや鉛筆、消しゴム、ノート、定規などの学用品キットを配布した。

iv. 日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化

① 緊急下の子どもの保護のための能力強化事業

［目的］ アジア・太平洋の各国で緊急状況が発生した際に、迅速に子どもの保護ニーズに対応し、質の高い子どもの保護活動を実施することができる人材を育成する。

［事業内容］

- アジア・太平洋の国で緊急下の子どもの保護に従事する NGO 職員や行政官を対象とする、オンライン学習、緊急下の子どもの保護専門家との 1 対 1 のメンタリング、子どもの保護の対応や予防について学び実践する 2 週間の集合研修、課題提出、実習などを組み合わせた 6 ヶ月間の長期能力強化事業を実施し、13 ヶ国、21 人の NGO 職員と行政官が第 2 期プログラムを修了した。人材育成のニーズは引き続き高く、新たに 8 ヶ国、16 人の NGO 職員・行政官を選定して第 3 期プログラムを開始し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全てのプログラムをオンラインで提供している。

B. 国内事業

i. 子どもの貧困問題の解決

［目的］

1）特に子どもの就学に関わる家計の負担を軽減するために、必要とするすべての子どもが公的な施策や民間の取り組みを活用できる。

2）市民社会が子どもの貧困対策の拡充を社会の優先課題としてとらえる。

3）子どもの貧困対策に関する経済的支援の政策・施策の不足点が、当事者の声をもとに整備される。

［事業内容］

1）経済的に困難を抱える家庭に対して子ども給付金事業を実施した。2016 年以降継続している岩手県山田町・宮城県石巻市に加えて、2020 年は岩手県宮古市も対象として追加し、「新入学サポート」を実施、新入学を迎える 575 人の新小中高校 1 年生の子どもたちに対して、入学費用の一部を給付した。6 月には「高校生活サポート」の給付金事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対応に伴う緊急支援のため、実施を 2021 年度に見送った。一方、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急支援として、首都圏のひとり親家庭に対する食料品提供や、都内ひとり親家庭の高校生に対する給付金提供などを、子どもの貧困問題の視点から実施した。なお、東日本大震災から 10 年を区切りとし、東北沿岸部における給付金事業は 2021 年度をもって終了予定である。

2）2019 年に実施した「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」（全国 3 万人）のうち、「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」の結果を 6 月に公表し、オンライン報告会を開催。計 73 人が参加した。

3）中高生世代が子どもの貧困問題を知り学ぶことを目的に、工学院大学セキュリティ科学研究室と共同で啓発ツールの開発を開始した。本ツールはデジタルコンテンツとしてストーリーゲームを通じながら子どもの貧困について知り、考えるとともに、子どもの権利についても知ることができる内容。12 月には神

奈川県内の高校でトライアルを実施した。

4）啓発活動の一環としてオンライン報告会を積極的に実施し、のべ 1,300 人以上の参加者を得た。

5）政策提言活動として、活動地域の自治体が策定した子どもの貧困対策計画に対し、パブリックコメントや要望書を提出した。

6）計画していた子どもの意見表明に関する活動は、新型コロナウイルスの影響により中止を余儀なくされたが、新型コロナウイルス感染症拡大下においても子どもの意見表明の機会を確保するため、3 月には緊急子どもアンケートを実施した。このアンケート結果や、新型コロナウイルス感染症拡大の対応として行った食料支援・給付金提供をもとに、子どもの貧困問題の観点から、関連省庁や国会議員、自治体、地方議員などへ支援の拡充などを働きかけた。特に、就学援助制度や高校生等奨学金などの修学に関わる公的な経済支援については、これまでの経験を踏まえて具体的な提言を実施した。

7）子どもの学ぶ権利の保障、教育の無償化について、子ども・保護者など当事者とともに議論するプロジェクト『Speaking Up！子どものまなぶ権利とおかねプロジェクト』は、新型コロナウイルスの影響により大幅な変更を余儀なくされたものの、オンラインでトライアルワークショップを開催。大阪事務所ボランティアの高校生・大学生 6 人が参加し、学ぶ権利とお金について意見交換する機会にするとともに、オンラインなどを用いて子どもの声を聴きとる際の内容や進行方法等検討のための意見を得た。

ii. 子ども虐待の予防

［目的］

1）すべての環境における体罰等禁止に関して児童福祉法もしくは児童虐待防止法、民法に関連条項が盛り込まれた改正を実現するための動きが強化される。

2）養育者、子どもや養育者を取り巻く人々、一般市民で、「体罰等を禁止すべき理由および体罰等によらない子育ての必要性と考え方」について理解し、共感する人が増える。

［事業内容］

1）2020 年 4 月 1 日、親による体罰禁止を初めて盛り込んだ改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が施行された。施行に先立つ 2 月、厚生労働省が、体罰の定義や範囲などをとりまとめた『体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～』を発表、子どもに対して何らかの苦痛を引き起こしたりする行為は「どんなに軽いものであっても体罰に該当する」とし、さらに、心を傷つける暴言や行為についても子どもの権利を侵害すると明記した。国際 NGO「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ」は 2 月、日本が世界で 59 番目の体罰全面禁止国になったとするプレスリリースを発表、これを受けてセーブ・ザ・チルドレンは、日本政府が社会啓発や子育て支援策などをより一層推進することを求める緊急共同声明を発表した。

1）改正法施行直前の 3 月 25 日に、院内集会「体罰のない社会の実現を目指して」を開催。新型コロナウイルスが拡大しつつある中、来場者数を制限して動画によるアーカイブでの配信を実施し、国会議員やメディア、子ども支援 NPO を含め、全国から 100 名以上が参加し、議員や専門家などによるリレートークを行った。

2）改正法施行日の 4 月 1 日を皮切りに、「体罰によらない子育てを社会全体で広げるために」と題して著名人のメッセージを SNS で発信するキャンペーンを開始した。スポーツや芸術、学術界など各界で活躍する著名人や有識者など総勢 27 人から届いたメッセージを約 1 ヵ月にわたって発信し、のべ 27,614 人にリーチした。

3）1 年を通じて、体罰や虐待に関する研究会やワーキングチームなど、関係省による新たな議論に参加・傍聴し、情報収集に努めた。また、懲戒権の検討を進める法制審議会に対して、懲戒権の削除の答申を求める意見書を他団体と共同で提出した。

4）養育者や子育て支援者などを対象に、「たたかない、怒鳴らない子育て」へのヒントを普及するためのワークショップや講演などを、オンラインを含めて計 12 回実施した。また、10 月に大阪弁護士会との共催によるオンラインイベント「どうなる？どうする？私たちの子育て－コロナ禍の子ども支援現場と一緒に考える」を開催、約 130 人が参加した。

5）柏レイソルとの協働により、アカデミーコーチおよびアカデミー保護者を対象としたオンラインワークショップを開催した。

6）11 月に、日本子ども虐待防止学会いしかわ金沢大会で、体罰等によらない子育て普及のための啓発活動の海外の事例を紹介した。

7）12 月に、体罰によらない子育てを推進することを目的に、子どもの視点や子育てで悩んだときのヒント、子どもの権利などについてわかりやすくまとめた特設サイト「おやこのミカタ」を公開した。同サイトは、公開から 1 ヵ月で P V 数は約 1 万 1,000 回と好調な滑り出しであった。

iii. 国内緊急対応

［目的］

1）セーブ・ザ・チルドレンが、国内における大規模自然災害など緊急時に即応でき、質の高い支援を行うことができている。
2）国内災害時に、子どもの保護・支援を担う支援者のキャパシティが強化され、支援者（団体）間の効果的な連携ができている。
3）国および自治体の災害支援の枠組みにおいて、子ども保護・支援が強化されている。

［事業内容］

1) 緊急支援活動（緊急時の活動）：年内に発生した 7 月豪雨災害で被害を受けた九州地方で支援活動を展開。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、東京から被災地への緊急支援対応チームを派遣せず、地域の団体を通して緊急支援を行った。災害発生後の初動支援として、大分県、佐賀県、熊本県、福岡県で子ども・子育て支援団体や災害派遣医療チーム（DMAT）と連携して緊急子ども用キット 1,000 セットを配布した。さらに熊本県内の避難所やひとり親世帯へ、おむつや衣類、おもちゃなどの物資を支援した。その後、保育園や学校、放課後デイサービスの再開にあわせて、施設備品、被災した小中学生に体操着などの学用品を支援した。このほかに、大分県で放課後児童クラブ職員へ「子どものための心理的応急処置（PFA）」オンライン研修を実施した。
2) 子ども支援者の対応能力強化（平時の活動）：子どもの保護・支援を担う支援者、組織、自治体などに対し、災害など緊急時の子どもに特化した精神保健・心理社会的支援として、「子どものための PFA」研修を主にオンラインで実施。放課後児童クラブ支援員、児童館職員、保育士、教員、親や養育者、NPO、災害医療支援、自治体関係者など、全国で 1,800 人以上が受講した。
3) 啓発・政策提言活動（平時の活動）：自治体の災害対策の枠組みの中で、子ども保護・支援策の強化の必要性が認識されるよう、子どもの保護・支援の国際基準やセーブ・ザ・チルドレンの国内災害対応などの経験を活かし啓発と政策提言活動を行うための準備を行った。具体的には、国内災害時に活動する子ども・子育て支援団体と協働して、災害時の子ども支援活動の好事例・教訓をまとめたほか、「こどもひろば」準備開設のためのリーフレットを制作した。

IV. 台風 19 号復興支援

［目的］

台風 19 号の影響を受けた子どもの日常性を回復する。

［事業内容］

1) 2019 年台風 19 号の被害を受けた宮城県丸森町と福島県いわき市で被災した保育園や認定こども園、小学校など子ども関連施設に対し、備品や施設修繕工事、子どもの送迎用車両購入支援を行った。
2) 丸森町およびいわき市で被災した最終学年の小中学生 200 人に対して給付金を支援した。
3) 宮城県丸森町では、保健センターに対して子どもの検診用備品支援を行ったほか、小学校の校外活動の移動用車両のチャーター支援、町内保育士に対して「子どものための PFA」研修を実施した。

V. 西日本豪雨復興支援

［目的］

西日本豪雨の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］

1) 2018 年西日本豪雨発生時に、子どもたちが感じたことや行動したことをまとめた記録集『災害時に子どもたちが果たした役割の記録～2018 年西日本豪雨の経験から～』を 3 月に発表した。記録集には、岡山・広島・愛媛・兵庫・宮城県の子ども 224 人と大人 36 人から寄せられた体験談や、同各

県で実施した子ども 25 人と大人 7 人へのインタビューが掲載されている。また、防災教育などにおける活用事例、防災や小児科医といった専門家による講評、災害時の子どもの権利・子ども参加の視点からの防災・復興計画への提言も盛り込んだ内容になっている。冊子は、全国の教育関係者や行政などから関心が寄せられた。また、本冊子が岡山県内のテレビメディア（NHK 岡山放送）で取り上げられ特集された。

VI. 新型コロナウイルス感染症 緊急子ども支援活動

新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた 2020 年 2 月から、子どものこころのケアに関する情報を発信し、ひとり親家庭への食料品や緊急の給付金を提供するなど、家計が悪化した子育て世帯への緊急支援を行った。また、そうした直接支援から得られたデータ情報、子どもや保護者の声などをまとめて発信し、重点的な支援策の拡充を求めて国や地方自治体へ働きかけるなど、1 年を通じて様々な活動を実施した。子ども 17,894 人、大人 9,143 人、合計 27,037 人に支援を届けることができた。

［目的］

1) 感染症対策の長期化で家計が悪化した子育て世帯に対して、迅速に必要な支援を届けることで、家計への負担が軽減される。
2) 緊急事態宣言下であっても、学ぶ・遊ぶなど子どもにとって必要な権利が確保される。
3) 子どもや親・養育者が、安心・安全に日常を過ごせる状況が整えられる。
4) 上記 1 から 3 に関連して、十分な公的支援を子どもや子ども支援団体および子育て世帯・が受けられるようになる。

［事業内容］

1) **こころのケアの情報発信：**2 月から 3 月にかけて、子どもの安心・安全に関するパンフレットやパペットを使った動画など、感染症対策下の子どものこころのケアに関する情報を積極的にオンラインで発信した。また、緊急事態宣言下で自宅にこもりがちな親・養育者のために、ストレスを軽減するヒントを紹介したリーフレットを発信した。
2) **緊急子どもアンケート：**3 月から始まった小中高校の一斉休校を受け、学び育つ権利の保障を求める緊急声明を発表。また、子どもたちの様子や意見を知るための緊急子どもアンケートを実施。3 月 27 日には回答 961 件をまとめた速報版を発表し、日本政府に対応を求める要望書を提出した（最終版は 5 月に公表。最終有効回答数は 1422 件）。提言の一部は、国会の質疑で取り上げられたり、文部科学省の新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応策検討の際に参照されるなどした。
3) **子ども虐待予防：**4 月に、緊急事態宣言下において子どもを虐待・体罰等から守るための要望書を日本政府に提出した。
4) **放課後児童クラブ（学童）の活動支援：**一斉休校の中で子どもたちを預かる放課後児童クラブ（学童保育）を支援するために、一律 15 万円の活動支援金を全国 250 の学童保育に提供した。また、感染症拡大の中で役立つ情報として、「子どものための心理的応急処置（PFA）」および「衛生管理」のオンライン講座を学童指導員対象に実施した。特にグローバルパートナー企業であるグラクソ・スミスクライン株式会社と連携した「衛生管理」講座は、感染症予防対策に悩む指導員からの好評を得て、計 9 回実施した。さらに 9 月から 12 月は、全国学童保育連絡協議会による、保護者や支援員など関係者のための電話相談の運営をサポートした。
5) **ひとり親家庭への食の支援：**5 月に東京都 23 区のひとり親家庭 310 世帯、6 月と 12 月に東京、神奈川、千葉、埼玉のそれぞれ 1010 世帯、1181 世帯に、食料品や日用品、遊具などの「ひとり親家庭応援ボックス」を提供した。申請時に実施したアンケート回答をまとめ、日本政府や各自治体、都議や区議に対して、ひとり親への緊急支援策を要請した。
6) **ひとり親家庭の高校生向け給付金：**8 月から 11 月に、都内ひとり親家庭の高校生 400 人に対して緊急の給付金を提供した。申込時に受給世帯に実施した調査結果を公表し、国や都、議員に対して高校生等への支援を拡充するよう要請した。特に文部科学省に対しては、国の制度である高校生等奨学給付金の増額や運用改善を働きかけた。
7) 休眠預金等活用事業の新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体として採択され、2020 年 10 月より、新型コロナウイルス感染症拡大下で困窮する子どもに対する学習支援や食の支援、虐待防止等に向けた活動を行っている全国 17 団体を対象に 1 年間の助成事業を開

始した。17 団体には、「子どものセーフガーディング」のオンライン講座を含め、事業実施の伴走支援を行っている。

C. アドボカシー

＜新型コロナウイルス感染症の拡大による危機への迅速な対応への働きかけ＞

新型コロナウイルス感染症が世界の最も弱い立場に置かれた子どもたちにもたらす深刻な影響につき発信を行い、日本政府が国際協調において迅速に支援を行い、またリーダーシップを果たすよう、コロナ対応の誓約会合や世界保健総会、G20 など様々な国際的な機会を通じて政策提言を行った。関連省庁や国会議員との対話を行い、脆弱な国々や周縁化された子どもたちが優先され、ワクチンなどのコロナ対策の製品や支援への衡平なアクセスが確保されるよう働きかけを行った。

＜子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築＞

i. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成実施に向けた実施へのアドボカシーとおよび SDGs に関する国内普及・啓発

［目的］

持続可能な開発目標（SDGs）の実施促進に向けたアドボカシーを行い、の達成に向けた政府の戦略・計画に「誰一人取り残さない」ための具体的施策が示され、実施されるよう、アドボカシーを行う市民社会の提言を反映させる。また、SDGs の認知を国内で向上させるための普及・啓発を行う。

［事業内容］

- SDGs 市民社会ネットワークのメンバーとして、新型コロナ感染症流行下の SDGs と国際協力における日本政府の対応に関する政府、国会議員、その他ステークホルダーとの対話やアドボカシーに関わり、提言書作成において中心的役割を担った。
- SDGs 市民社会ネットワークのメンバーとして、7 月のハイレベル政治フォーラムのサイドイベントの開催に関わり、新型コロナ感染症に対する日韓の政府・市民社会の対応につき情報共有と意見交換を行った。また、新型コロナ感染症流行下における政府の対応と市民の権利侵害状況を SDGs の観点からまとめた報告書執筆に参加し、11 月のカトマンズ民主主義フォーラムにおいて発表した。
- SDGs の普及と理解促進のため、学校を中心として、SDGs に関する多数の講演、ワークショップを実施し、新型コロナ感染症流行下において「誰一人取り残さない」SDGs の理念の重要性をアピールした。また毎日小学生新聞に子ども向けの SDGs の啓発記事を連載した。さらに企業との協働による SDGs プログラムづくりに取り組んだ。

ii. 「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」における国内外の政策強化に関するアドボカシー

［目的］

「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」における日本政府の国内外の政策の強化、取り組みの促進に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府が策定する国内行動計画（NAP）の策定プロセスに GPeVAC 日本フォーラムを通して関わり、NAP 策定のための政府ワーキング・グループ委員として具体的な政策提言を主導した。新型コロナ感染症の影響により策定プロセスが遅れたものの、行動計画のドラフトに市民社会及び専門家の視点を入れることや、計画に子どもの声を取り入れること、フォローアップメカニズムを設置すること、子どもに対する暴力撤廃に取り組むための国際枠組（INSPIRE）への言及など、NGO からの提言が多く取り入れられた。
- 子どもに対する暴力撤廃のための国際支援の拡充を働きかけ、令和 3 度予算に計上された。

iii. 「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発、「ビジネスと人権に関する行動計画」策定に関するアド

ボカシー

［目的］

「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行い、日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」に「子どもの権利とビジネス原則」が取り込まれるようアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」の策定に向けて、ビジネスと人権国別行動計画市民社会プラットフォームの副代表幹事を務め、子どもの権利とビジネスの観点から行動計画に対する提言を行った。その結果、10 月に発表された行動計画に「子どもの権利とビジネス原則」が取り込まれた。
- 「子どもの権利とビジネス原則」に対する企業の認識を高め、実践を促すため、連続セミナーの企画・開催に関わった。また個別企業との具体的な取り組みの促進を行い、企業の業態に合わせたワークショップを実施した。さらに、ビジネスと人権への関心の高まりを受け、「子どもの権利とビジネス」に関する多数の講演を行い、これらの機会を通じて新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす企業による子どもの権利リスクについて発信を行った。

＜社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充＞

iv. 「栄養サミット」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本で開催される「東京栄養サミット」に向けて、日本政府および国際社会の栄養改善に関する政策・支援の強化、説明責任の向上、マルチステークホルダーによる連携促進等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 東京栄養サミットは新型コロナウイルス感染の影響により 2021 年に延期となったが、栄養に取り組む国際的な NGO ネットワークとの定期的な戦略会議に参加し、外務省をはじめとする関連省庁や JICA、国際機関などと意見交換や情報共有の場を持ち、栄養サミット開催に向けた機運の維持と向上に努めた。3 月には国際母子栄養改善議員連盟の会議で栄養サミットに向けた政府への要望書が採択され、その作成を主導した。また議員連盟への加盟議員の増員をパートナー団体と共に働きかけ、50 名ほどの大幅の増員が得られた。
- 栄養サミットに向けて外務省が発行したコミットメント作成ガイドの日本語版を作成し、7 月の保健・栄養分野の国際会議（GGG+フォーラム）にて広く配布を行った。また、2020 年世界栄養報告の概要の日本語版の監修を JICA と共に行った。
- 9 月には栄養に関するオンラインイベントを主催し、新型コロナウイルス感染拡大が世界にもたらす栄養への影響を保健、食料安全保障、脆弱な地域の観点から発信し、また外務省より栄養サミットの最新情報が共有された。その他、ウエッブサイト等を通じて、コロナと栄養の関係性に関する情報発信を積極的に行った。

v. 新型コロナウイルス感染症への対応、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本政府の新型コロナウイルス感染症への迅速な対応、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた政策・支援の強化、ODA 増額、援助効果や説明責任の向上等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府の新型コロナウイルス感染症対応の国際協調に関する提言を各種増資会合、世界保健総会、G20 など様々な機会を通じて提出し、発信を行った。また、国会議員へのインプットを通じて、国会での質疑で新型コロナウイルス感染症流行下の国際保健協調が取り上げられた。
- 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のワクチン、治療、診断ツールの国際協調メカニズムである ACT アクセラレーターにつき、日本政府の貢献を求め、外務省や財務省と対話を行った。また外務

省国際保健政策室との定期的な会合において、新型コロナウイルス感染症流行下の国際保健分野の課題について、多国間協調、二国間援助の両面から情報共有や意見交換を行った。さらにセーブ・ザ・チルドレン海外ネットワークや国内の関心ある NGO との ACT アクセラレーターその他新型コロナウイルス感染症関連の会合に参加し、情報提供や意見交換を行った。

- 新型コロナウイルス感染症流行下で通常の保健サービスが中断されず、保健システムが機能し、母子保健サービスが継続されるよう、支援の維持・強化を働きかけた。

vi. 質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本政府の質の高い教育へのアクセス向上に対する政策・支援、援助効果の向上等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 新型コロナウイルス感染症拡大の教育への影響につき発信を行い、また日本政府に対して教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）への継続拠出、特に新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた初等・中等教育や紛争下の教育支援への重点化を教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）を通して働きかけた。国会議員へのインプットを通じて、国会の各種委員会の質疑において GPE が取り上げられた。また教育のための国際議員ネットワークに国会議員の参加を働きかけ、2名の議員の参加が得られた。
- JNNE の SDG4 キャンペーンを通じて、各政党へのアンケートを実施し、結果を公表した他、各政党を訪問し意見交換を行った。
- G20 による債務一時停止イニシアティブについて、教育をはじめとした基礎社会セクターへの資金創出を前提とした提言書を財務省に提出した。

＜STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンの展開＞

vii. 「学校保護宣言」の日本政府の支持に向けたアドボカシー

viii. ロヒンギャ危機その他の人道危機に対する日本政府の政策・支援の強化

ix. 緊急下の教育の政策・支援の強化

［目的］STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンを展開し、紛争下の子どもが守られ、教育を受けられるようユースと共にアドボカシーおよび啓発を行う。

［事業内容］

- 2019 年に立ち上がったセーブ・ザ・チルドレン創設 100 周年にあたり、STOP THE WAR ON CHILDREN（SWOC-紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンを前年に続き展開した。SWOC ユースチームの参加のもと、11 月の世界子どもの日に紛争下の子どもの状況と子どもの権利に関する親子向けのオンラインイベントを実施した。また、SWOC ユースチームの主体的な企画により、勉強会やブログを通して紛争下の子どもの課題や支援の重要性について特に若い人たちに向けて発信を行った。さらに、紛争下の子どもの保護や教育支援に関心を持つ各政党の若手の国会議員とSWOCユースチームとの対話を持ち、新たな国会議員との関係構築や意識啓発につなげた。
- 学校を攻撃や軍事利用から守ることを目的とした「学校保護宣言」への日本政府の支持を働きかけるため、9 月の「学校を教育から守る国際デー」に合わせてオンラインイベントを企画し、攻撃を受ける教育の実態報告や、学校保護宣言・国際人道法について人権 NGO や赤十字国際委員会からのインプット、および国会議員からの賛同メッセージを得て開催した。
- セーブ・ザ・チルドレンのグローバルなアドボカシーに対応し、ロヒンギャ難民の問題、児童と武力紛争に関する国連事務総長報告書、PKO/子どもの保護関連予算、人口密集地域における爆発性武器使用に関する政治宣言などに関連したに関し、セーブ・ザ・チルドレンの提言書を日本政府に共有し、日本の立場を活かして紛争下の子どもを守る政府としての行動を強化するよう、アドボカシーを行った。

2020 年度の事業報告の附属明細書

2020 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上